

1. 大飯地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域（おおむね半径30kmの範囲）の人口は141,574人（令和7年4月現在）。
- PAZ内の人口はおおい町（福井県）656人、小浜市（福井県）233人。
- UPZ内の人口は福井県、京都府及び滋賀県の関係11市町140,685人。



関係府県	PAZ内 (おおむね5km)	UPZ内 (おおむね5~30km)	合計
	福井県	889人	
京都府	—	74,923人	74,923人
滋賀県	—	372人	372人
合計	889人	140,685人	141,574人

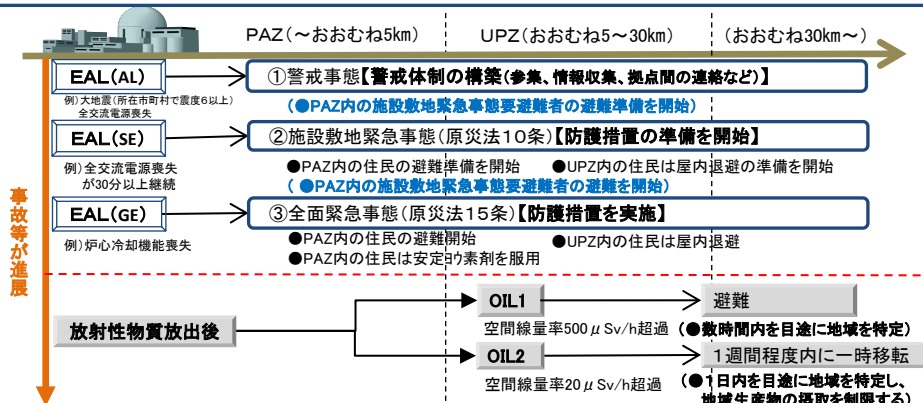
【UPZ市町】
福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
京都府 舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市
滋賀県 高島市

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

出典:国土地理院ホームページ(https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051441)
「白地図」国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき、避難等の防護措置を実施。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から地域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県、徳島県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- 福井県及び滋賀県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を選定する。

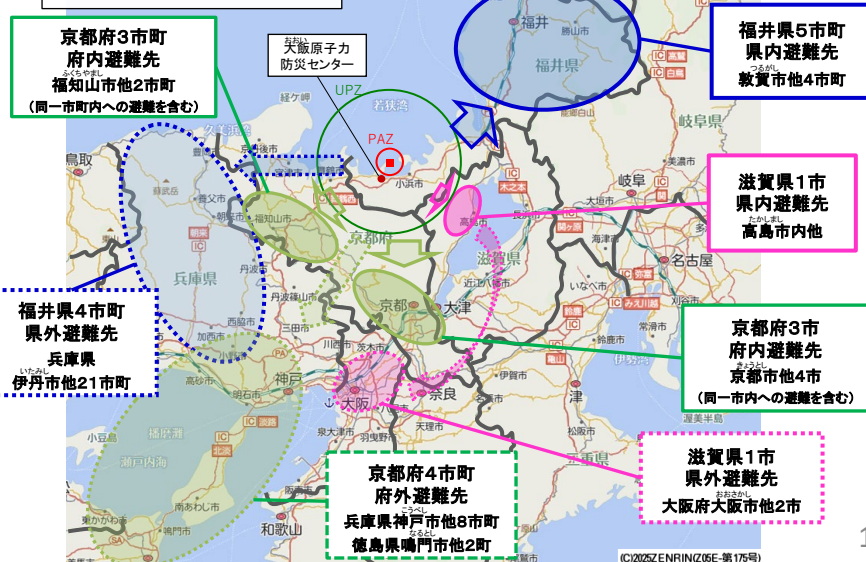
PAZ市町の広域避難先

PAZ内人口		合計
おおい町	大島地区	
小浜市	内外海地区(泊、堅海)	233人
合計		889人

避難元	県外避難先施設
おおい町	兵庫県川西市 川西市立加茂小学校(他3施設)
小浜市	兵庫県姫路市立 姫路市立好古学園大学校



UPZ市町の広域避難先



大飯地域の緊急時対応 (概要版) ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別 ※1	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所からおおむね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	在宅の避難行動要支援者 おおい町 22人 小浜市 4人 合計 26人	施設敷地緊急事態の避難準備を開始	<p>＜避難可能者:21人＞</p> <p>支援者とともに徒歩、車両で避難(おおい町18人、小浜市3人)</p> <p>一時集合場所(おおい町内2か所、小浜市内1か所)</p> <p>支援者の車両で避難</p> <p>＜避難の実施により健康リスクが高まる者:5人＞(おおい町4人、小浜市1人)</p> <p>福祉車両4台で避難(おおい町3台、小浜市1台)</p>	<p>バス1台(おおい町1台)、福祉車両2台(小浜市2台)により避難</p> <p>福祉避難所 敦賀市 福祉総合センター「あいあいプラザ」</p> <p>放射線防護対策施設※2(おおい町PAZ内2施設、小浜市PAZ内1施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
	学校・保育所の児童等	おおい町 103人 小浜市 108人 合計 211人	保護者引き渡し開始	<p>＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞</p> <p>対象施設 対象施設 2施設(103人)</p> <p>バス5台により避難</p>	<p>おおい町避難先(県内避難先:敦賀市立粟野中学校、県外避難先:兵庫県川西市立桜が丘小学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校・こども園の児童等は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者へ引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。 大学の学生(108人)は、警戒事態になった時点で帰宅。
	その他の施設敷地緊急事態要避難者 ※妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定3剤を服用できないと医師が判断した者	おおい町 87人 小浜市 42人 合計 129人	避難準備を開始	<p>＜おおい町から避難する者＞</p> <p>一時集合場所(おおい町内2か所)</p> <p>＜小浜市から避難する者＞</p> <p>一時集合場所(小浜市内1か所)</p>	<p>バス2台により避難</p> <p>バス1台により避難</p> <p>おおい町避難先(県内避難先:敦賀市立粟野中学校、県外避難先:兵庫県川西市立加茂小学校他3施設)</p> <p>小浜市避難先(県内避難先:越前市福井県立武生商工高等学校、県外避難先:兵庫県姫路市立好古学園大学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定3剤を服用できないと医師が判断した者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。
(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態 一般住民※3	おおい町 656人 小浜市 233人 合計 889人	一般住民の避難準備を開始	<p>＜おおい町から避難する者＞</p> <p>対象者 対象者 対象者 対象者</p> <p>自家用車で避難(612人)</p> <p>一時集合場所(おおい町内2か所)</p> <p>徒歩等で移動(44人)</p> <p>＜小浜市から避難する者＞</p> <p>自家用車で避難(144人)</p> <p>一時集合場所(小浜市内1か所)</p>	<p>バス1台により避難</p> <p>バス2台により避難</p> <p>おおい町避難先(県内避難先:敦賀市立粟野中学校、県外避難先:兵庫県川西市立加茂小学校他3施設)</p> <p>小浜市避難先(県内避難先:越前市福井県立武生商工高等学校、県外避難先:兵庫県姫路市立好古学園大学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、福井県嶺南地方のバス会社等が保有する車両で避難。

※1 PAZに医療機関、社会福祉施設はなし。 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

大飯地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所からおおむね5~30km圏内) 全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超える地域が特定された場合は、当該地域の住民の一時移転を実施	医療機関の入所者	福井県 904人 京都府 803人 滋賀県 (対象施設なし) 合計1,707人			屋内退避※3 (20施設: 1,707人) → 一時移転対象者 → 避難先医療機関 (47施設) 一時移転の指示 パス・福祉車両(職員同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとの避難計画は策定済み。 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。
	社会福祉施設の入所者	福井県 901人 京都府 2,040人 滋賀県 390人 合計3,331人			屋内退避※3 (102施設: 3,331人) → 一時移転対象者 → 避難先福祉施設 (179施設) 一時移転の指示 パス・福祉車両(職員同乗)により避難	<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。 滋賀県では、滋賀県の調整により受入施設を確保。
	在宅の避難行動要支援者	福井県 4,310人 京都府 4,690人 滋賀県 80人 合計9,080人			屋内退避※3 (9,080人) → 一時移転対象者 → 府県内避難先施設 (347施設) / 福祉避難所 / 府県外避難先施設 (495施設) 一時移転の指示 パス・福祉車両(支援者同乗)により避難 ※介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福祉避難所等を確保。	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転を行う。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難コーナーを利用。
	学校・保育所等の児童等	福井県 9,583人 京都府 9,928人 滋賀県 2人 合計19,513人	対象施設 (145施設) 保護者引き渡し開始		屋内退避※3 (145施設: 19,513人) → 一時移転対象者 → 府県内避難先施設 (347施設) / 府県外避難先施設 (495施設) 一時移転の指示 パス(教職員同乗)により避難 <引き渡しできなかった児童等>	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育等を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。
	一般住民※2	福井県 65,390人 京都府 74,923人 滋賀県 372人 合計140,685人			屋内退避※3 (140,685人) → 一時移転対象者 → 府県内避難先施設 (347施設) / 府県外避難先施設 (495施設) 一時移転の指示 自家用車、バス等により避難	<ul style="list-style-type: none"> 事前に設定している避難先へ一時移転を実施。 自家用車や関係府県等が準備したバス等により移動。

※1 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシールドを超えると特定された地域の住民は、一時移転を実施。

一時移転に際しては、避難退却時検査を受けた上で、避難先へ移動。

※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

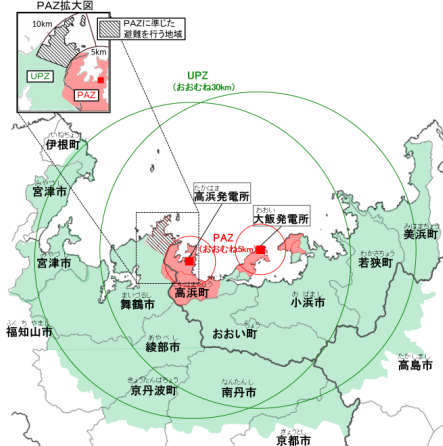
※3 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。

福井県、京都府及び滋賀県が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

大飯地域の緊急時対応（概要版） ⑤大飯地域及び高浜地域がともに被災した場合における対応

1. 大飯地域及び高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域及び高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは重なりはなく、大飯地域のPAZは福井県おおい町、小浜市、高浜地域のPAZは福井県高浜町、京都府舞鶴市。
- 両地域のUPZは、大部分が重なっており、福井県、京都府、滋賀県の8市6町にまたがる。

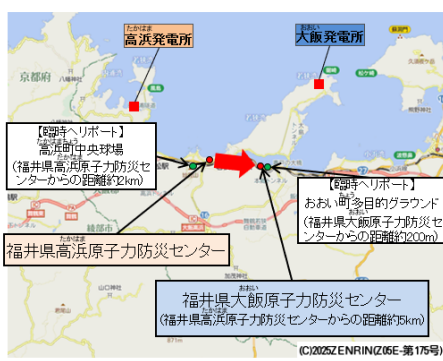


関係府県	大飯地域のみのUPZ	両地域共通のUPZ	高浜地域のみのUPZ	合計
	(おおむね5~30km)			
福井県	18,503人	39,969人	0人	58,472人
京都府	252人	74,238人	29,618人	104,108人
滋賀県	372人	0人	0人	372人
合計	19,127人	114,207人	29,618人	162,952人

【UPZ市町】
 福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
 京都府 舞鶴市、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町
 滋賀県 高島市

2. 事故対応の一元化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である福井県大飯原子力防災センターに一元化し、対応にあたる。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既に福井県高浜原子力防災センターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の福井県大飯原子力防災センターへ移動を開始する。

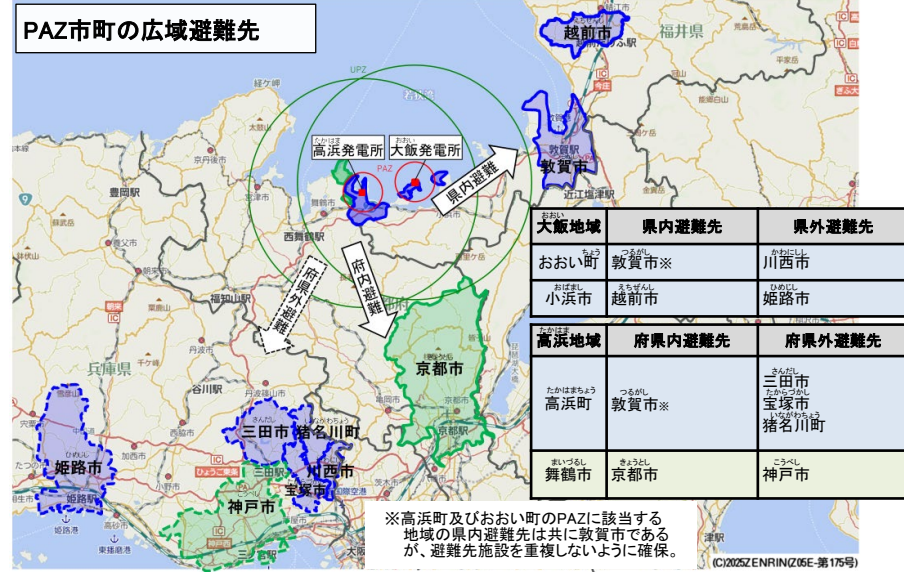


<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明(事態進展の状況)
高浜発電所	警戒事態の解除	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
	不明(事態進展の状況)	福井県高浜原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター

3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

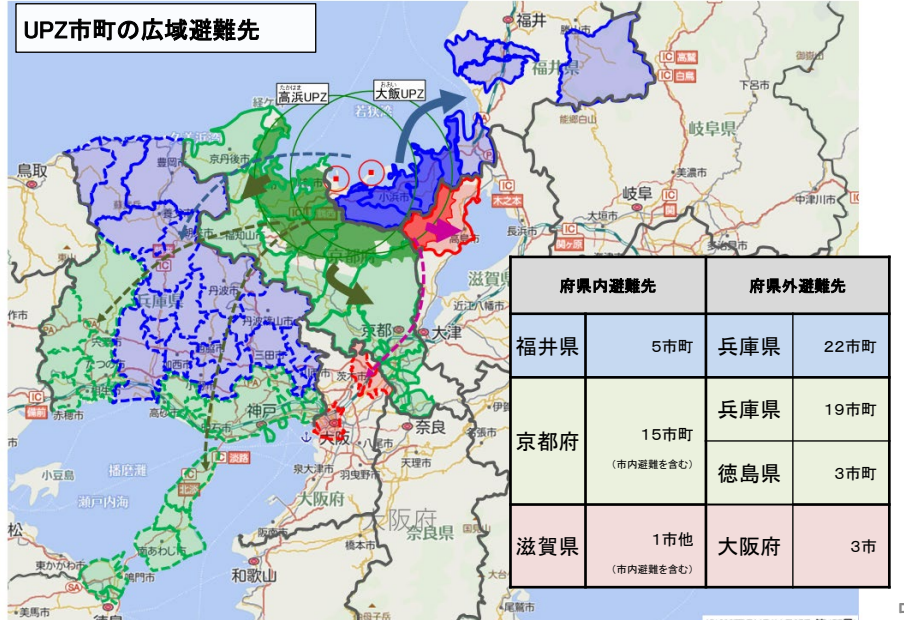
- 大飯地域及び高浜地域のPAZ、UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。



大飯地域	県内避難先	県外避難先
おおい町	敦賀市※	川西市
小浜市	越前市	姫路市

高浜地域	府県内避難先	府県外避難先
高浜町	敦賀市※	三田市 宝塚市 猪名川町
舞鶴市	京都市	神戸市

※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

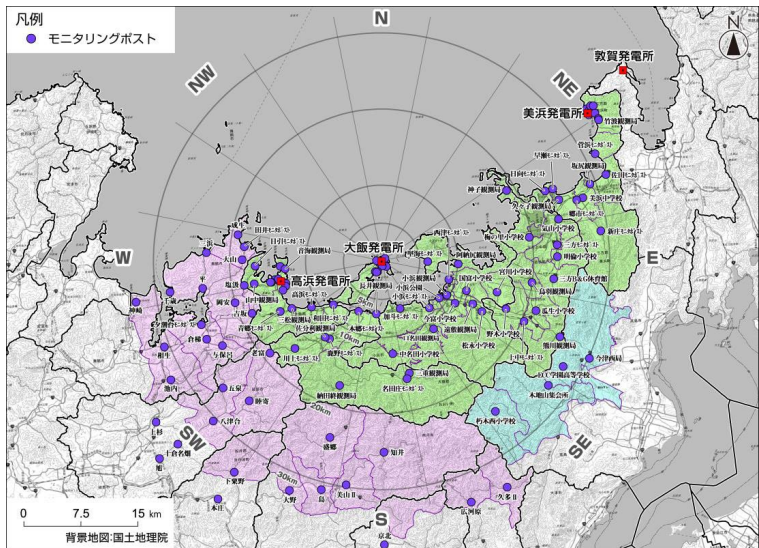


	府県内避難先	府県外避難先
福井県	5市町	兵庫県 22市町
京都府	15市町 (市内避難を含む)	兵庫県 19市町 徳島県 3市町
滋賀県	1市也 (市内避難を含む)	大阪府 3市

大飯地域の緊急時対応（概要版） ⑥住民の安全確保に向けた主な対策

1. 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点98地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる地域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

福井県、京都府及び滋賀県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県：52か所
京都府：124か所
滋賀県：136か所

府県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

福井県：計39か所（一時集合場所等）
京都府：計60か所（一時集合場所等）
滋賀県：計13か所（一時集合場所等）

2. PAZ内住民の安定ヨウ素剤の事前配布

福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和7年8月現在、525人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
おおい町 天島地区	650	361
小浜市 内外海地区	233	164
合計	883	525

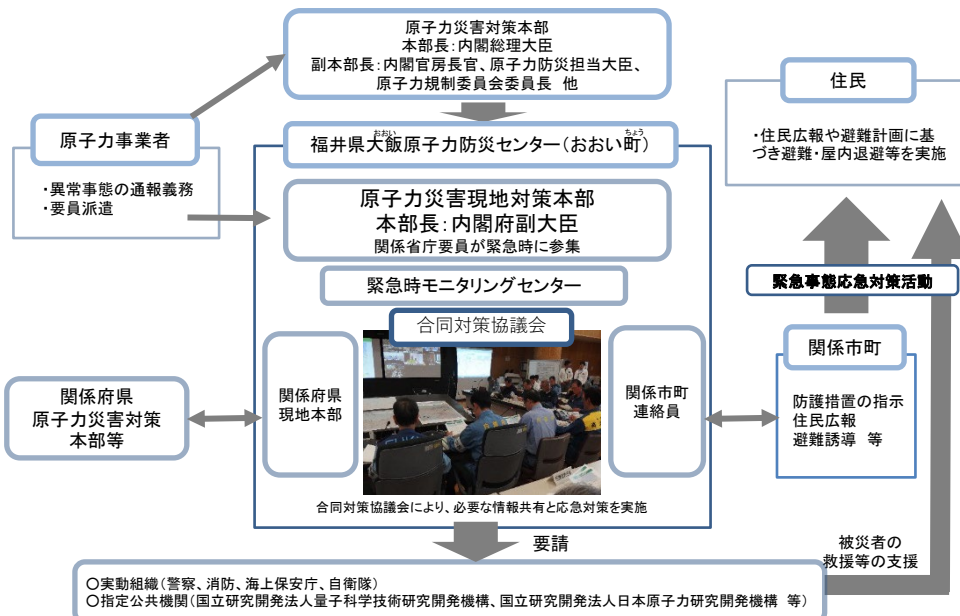
4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックラウト値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



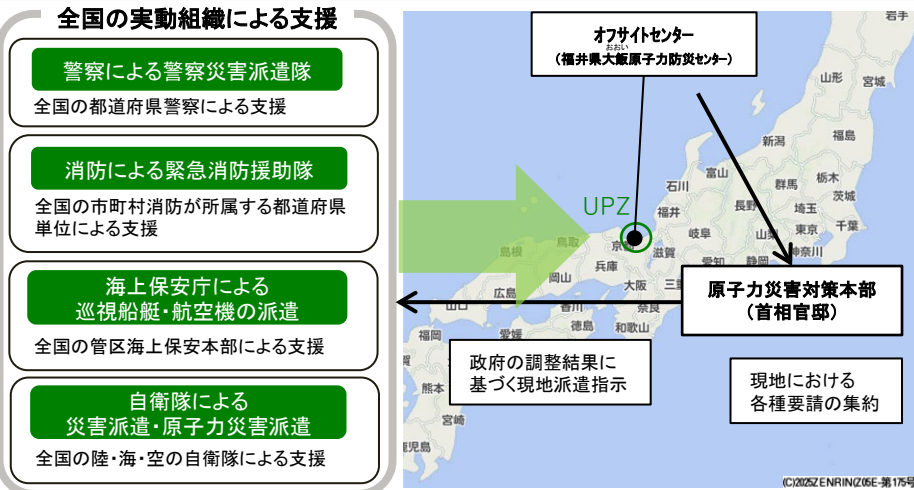
大飯地域の緊急時対応（概要版） ⑦緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



3. 実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施。



2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。また、幅広い世代や外国人等に配慮し、やさしい日本語等により情報を伝達。
- ▶ 放射線防護対策施設、一時集合同所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ビクトグラムを活用し、幅広い世代や外国人等にわかりやすく情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

▶ 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 船舶等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

防衛省・自衛隊

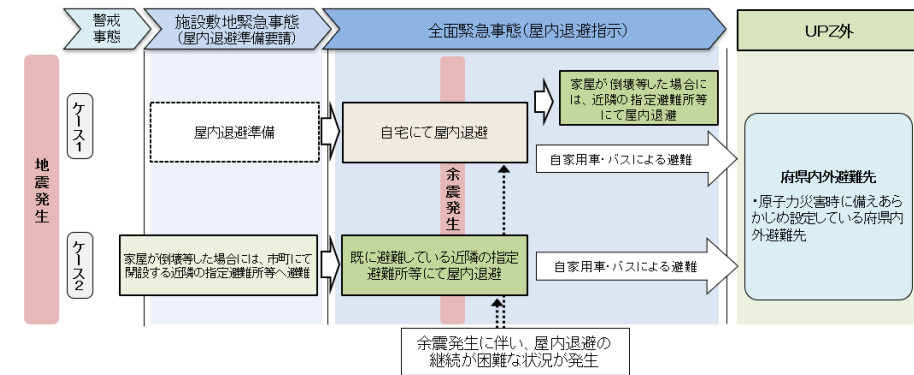
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

大飯地域の緊急時対応（概要版） ⑧複合災害時等における防護措置

1. 自然災害等(地震、津波等※1)により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- ▶ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するための、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
 ※2 例、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の顔ぶれを可能限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

3. 複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- ▶ 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- ▶ 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- ▶ さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

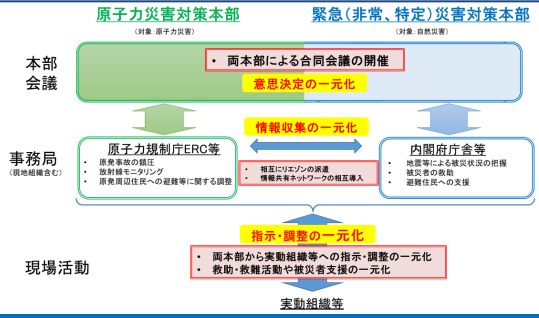


【複数の避難経路の設定】

【実動組織による支援(海路避難、空路避難)】

4. 複合災害時における対応体制

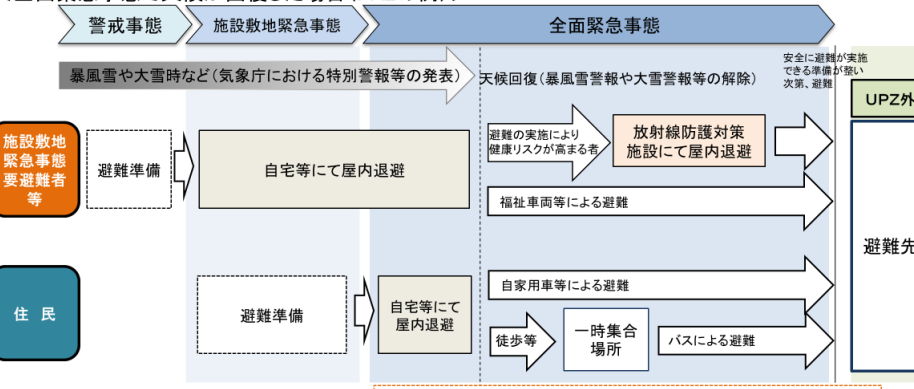
- ▶ 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- ▶ 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されている国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓閉等が困難となった場合は、実動組織(警察組織、消防組織、自衛隊)に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓閉作業、避難に係る支援(交通規制等)を必要に応じて要請する。



2. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難・一時移転等を実施。

<全面緊急事態で天候が回復した場合(PAZの例)>



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

5. 屋内退避中の一時的な外出等

- 【住民が自らの生活を維持するための外出】
- ▶ 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- ▶ 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- ▶ 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例

- ①物資の調達
 ・避難所で支給される物資の受取り
 ・小売店で物資の購入
- ②緊急の医療を受ける
 ・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外來受診
 ・処方された医薬品の受取り
- ③家屋の維持
 ・家屋の屋根等の雪下ろし
 ・家屋周辺の除雪作業
 ・台風襲来時の家屋補強
- ④動物の世話
 ・外飼いのペットや家畜等の給餌

- 【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】
- ・緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- ・医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- ・屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- ・屋内退避が長期化した場合等必要と認められる場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等
 ※2 物資輸送や道路啓閉、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等